

宇土市入札監視委員会 審議概要

開催日		平成18年9月29日(金)	
場 所		宇土市役所5階第1会議室	
出席者	委員会	村橋 久昭 委員長 岡崎 誠男 委員 上拂 耕生 委員 久森 庸助 委員 伊藤 博士 委員(欠席)	
	市	指名等審査会委員,事務局(財政課)	
審議対象期間		平成18年2月1日~平成18年8月31日	
抽出案件		53	(備考)
一般競争入札		0	
指名競争入札		53	
1億円以上		(0)	
5千万円以上1億円未満		(2)	
1千万円以上5千万円未満		(17)	
5百万円以上1千万円未満		(15)	
3百万円以上5百万円未満		(7)	
3百万円未満		(12)	
随意契約		0	
その他		0	
委員からの意見・質問,それに対する回答		意見・質問 次のとおり	回 答 次のとおり
委員会による意見の具申の内容		次のとおり	

(開会)

1 対象期間内の工事及び指名停止状況について

【事務局より対象期間内に行った工事入札全般及び、指名停止運用状況についての説明】

質問・意見	回 答
<p>『対象期間内全工事について』</p> <p>平均落札率が過去3年と比べ、下落しているようだが、この状況の背景について、どういう解釈をすべきか。何か特別な理由があるのか。</p> <p>『指名停止運用状況について』</p> <p>指名停止案件の中で、「落札後、正当な理由がなく契約を締結しなかった。」ことを理由に指名停止措置を行っているが、この件の詳細について説明を求める。</p> <p>その指名停止措置の期間についてだが、先ほど、市側の説明不足もあったと説明があったが、叙情酌量ではないが、措置についての期間(60日)については問題はないのか。</p>	<p>15・16年までと17年度以降、大きく変わっているのが、17年度の基準改正から、指名業者数を増やしているのが影響していると考えられる。ただし、落札率95%以上の入札が依然多く、いわゆる高止まりという形も見られる。</p> <p>ただ、全体平均落札率が下落しているのは、その中で、何件か大幅に低い落札率のものがあ、結果全体としてはわずかに下落したものと考えている。</p> <p>この入札の際、同時に2件の建築工事が発注されており、その2件について同時に落札された事業者がこの件の措置対象事業者である。この事業者には、技術者が1人しかおらず、同時期に2つの工事は施工不可能である。本来であれば一件を入札辞退していれば問題なかった。ただ、初めての入札参加で、手続きなど不慣れな状況もあり、こちらとしても説明が不足だったと考えている。</p> <p>規定上、最長4ヶ月までの措置期間となるが、熊本県においての運用を参考にした結果、2ヶ月間(60日間)の指名停止措置とした。</p>

2 入札制度改正及び抽出案件

【事務局より、入札制度改正，続いて抽出していただいた事案の抽出経緯について説明】

質問及び意見	回 答
<p>『格付基準の改正について』</p> <p>7月1日から摘要とあるが，事業者の方はこの基準改正については理解しておられるのか。</p> <p>新規加入の事業者についての取り扱いは。</p> <p>主観的要素の点数がない場合，つまり客観的要素のみであっても点数がよければ上位となる。これは制度上結果こうなると理解していいのか。</p> <p>『指名業者選定基準の改正について』</p> <p>指名の基準の中で，手持ち件数の部分について，4,000万円から5,000万円に改正した理由は。</p>	<p>毎年，同時期に改正されており，説明を行った格付基準及び指名業者選定基準などについては，市内事業者を対象に説明会を開催している。</p> <p>新規加入の事業者及び2年目の事業者については，格付上該当する工種の場合，ランク上の最も下のランクとする取扱いとしている。</p> <p>実績がないわけではなく，客観的要素の中には本市発注でない公共工事，あるいは民間発注の実績が反映している。そして格付該当事業者の中での順位，相対評価でランクは決定されるので，主観的要素がなくとも上位になることは制度上ありえる。</p> <p>件数においては，3件まで，手持ち請負金額として，4,000万円が今までの内容であった。実質的に，下位ランク事業者にとっては件数，上位ランク事業者にとっては金額の部分が増える。</p> <p>昨年度実績など見た場合，上位ランクに対しての制約が下位ランクに対し厳しいものであると判断されたため，金額枠を大きくし，不平等感をなくす趣旨での改正である。</p>

【事務局より抽出事案4件の工事概要，指名の経緯，開札結果について説明】

	件 名	入札等方式 参加業者	指名業者選定理由	落札率 (%)
1	花園小学校校舎 増築本体工事	指名競争 市内4社 市外29社 合計33社	指名審査方針による。 建築工事であり，工事規模及び施工内容から勘案し，一定の基準を設け，県内事業者より29社，宇土市内事業者より4社の合計33社を指名。	74.02

2	平成 17 年度 道の駅「宇土マリーナ」 周回道路改良工事	指名競争	指名審査方針による。 一般土木工事であり、市内の有資格業者より指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	99.07
		市内 18 社		
3	袋内団地 避難ハッチ改修工事	指名競争	指名審査方針による。 消防設備工事であり、県内の有資格業者より 3 社、宇土市内事業者建築 B ランクか 5 社の合計 8 社指名。 本工事と同種の工事实績を有する。	66.79
		市内 5 社 市外 3 社		
4	汚水 444 号 下新開枝線管渠築造工事	指名競争	指名審査方針による。 一般土木工事であり、市内の有資格業者を指名。 本工事と同種の工事实績を有する。 設計金額により A ランク該当工事。	97.11
		市内 18 社		
『抽出事案について』 まず、全ての入札の中で契約金額の最も大きいものを 1 件。 次に全ての入札の中で落札率が最も高いものを 1 件。 全ての入札の中で落札率が最も低いものを 1 件。 最後に、落札後、契約に至らなかったものを 1 件。				
入札において、無効になる場合はどのような場合があるのか。  抽出案件での 3 番目の工事だが、消防施設に関する専門事業者というのがあるのか。建築工事との兼合いは。		代理人に対し委任されている入札において、入札書に代表者名のみ記載されている場合、あるいは件名の間違いなどがある。  工種として、建築とは別に消防設備工事がある。この案件と同様の工事がもう一件あった。この工事は、市内の建築業者でも施工可能と判断し、B クラスの事業者 10 社を 5 社ずつ 2 件の入札の指名に分けた。それに市外消防設備専門業者の 3 社をそれぞれに加えて、8 社での指名を行い、入札執行した。		

(閉会)